

学修総まとめ科目の基準等に関する細則

平成 26 年 4 月 1 日

細則第 1 号

最終改正 平成 27 年 3 月 10 日

(趣旨)

第 1 条 学位規則第 6 条第 1 項の規定に基づく学士の学位の授与に係る特例に関する規則（平成 26 年 4 月 1 日規則第 1 号。以下「特例規則」という。）第 2 条第 2 項及び第 14 条の規定に基づき、学修総まとめ科目の基準その他取扱い等に関し、以下のとおり定める。

(学修総まとめ科目の基準)

第 2 条 特例規則第 2 条第 2 項の学修総まとめ科目の基準は、各専攻分野を通じて、学士として修得することが求められる次に掲げるような能力を培うとともに、短期大学又は高等専門学校の学科及び専攻科における大学の学部 4 年間に相当する教育課程の学修を総括することを目的としたものとする。

- 一 知識や技能を活用して複雑な事柄を問題として理解し、答えのない問題に解を見出していくための批判的、合理的な思考力をはじめとする認知的能力
- 二 人間としての自らの責務を果たし、他者に配慮しながらチームワークやリーダーシップを発揮して社会的責任を担う、倫理的、社会的能力
- 三 総合的かつ持続的な学修経験に基づく創造力と構想力
- 四 想定外の困難に際して的確な判断をするための基盤となる教養、知識、経験
- 五 生涯にわたって学び続ける力、主体的に考える力

(学修総まとめ科目の設定)

第 3 条 学修総まとめ科目は、専攻科の最終学年に置かれた授業科目のうち、原則として一の授業科目により設定されているものとする。

- 2 機構が別に定める様式により学修総まとめ科目の授業に関する実施計画書を作成するものとする。
- 3 学修総まとめ科目は、当該専攻科における必修の専門科目として位置づけられており、かつ、修了要件とされている授業科目とする。

(学修総まとめ科目の指導体制)

第 4 条 学修総まとめ科目を担当する教員は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 特例規則第 6 条第 3 号に規定する指導教員
- 二 指導補助教員（学修総まとめ科目の担当指導教員を補助するとともに共同で指導を行い、かつ、学生に対して単独で直接指導を行わない教員をいう。）

- 2 前項の教員については、その業績や専門分野・領域に関連する教育実績等と学生を指導する課題やテーマとが一致しているものとする。
- 3 学修総まとめ科目の指導教員1人あたりの学生数については、専攻分野それぞれにおいて適正な人数とし、十分な指導が行えるよう配慮するものとする。

(学修総まとめ科目の成績評価)

第5条 学修総まとめ科目の成績評価は、専攻分野の特性等に応じ、別表1又は別表2の観点に留意のうえ評価基準及び方法を定め、指導教員が当該基準に従って成績評価を行うものとする。

- 2 前項の成績評価の基準と方法は、学生に対してこれをあらかじめ明示するものとする。

(学修総まとめ科目の審査)

第6条 学修総まとめ科目の審査は、特例規則第9条の審査の一部として、次の各号の書類により行うものとする。

- 一 学修総まとめ科目の授業に関する実施計画書
 - 二 学修総まとめ科目の成績評価の基準
 - 三 学修総まとめ科目担当教員（指導教員及び指導補助教員）の個人調書
- 2 専攻科は、前項の書類を特例規則第7条の規定に基づく特例適用認定申出書に添えて、機構へ提出するものとする。

(学修総まとめ科目の変更)

第7条 専攻科は、前条の審査後において、学修総まとめ科目の内容、成績評価の基準及び担当教員のいずれか又は全てに変更がある場合は、その都度届出るものとする。

(学修総まとめ科目の実施状況等)

第8条 第5条の規定により行われた学修総まとめ科目の成績評価の結果については、毎年度の専攻科の修了が確定した時点で、該当する学生全員の成績評価の状況等を機構長へ提出するものとする。

- 2 機構長は、前項の学修総まとめ科目の成績評価の結果について、学位審査会に提示して意見を求めるとともに、特例規則第12条の規定に基づく審査の資料に資するものとする。
- 3 機構長は、特に必要と認める場合は、前項の学位審査会の意見を当該専攻科へ通知するものとする。

附 則

この細則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 10 日）

この細則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1（第 5 条関係）

「学修総まとめ科目」における 学修・探究とその成果（論文）に対する成績評価の観点（例）

観点	
1	成果（論文）の作成において最低限必要とされる項目
1-1	背景
1-2	目的
1-3	手法・手段
1-4	内容
1-5	得られた結果と考察・将来展望
2	評価項目（学修・探究の過程、成果（論文）、口頭発表）
2-1	背景・目的が記述されているか
2-2	困難を乗り越える十分な努力がなされたか
2-3	手法・手段は適切であるか
2-4	論理展開が妥当であるか
2-5	批判的、合理的な思考力が生かされているか
2-6	結果あるいは途中経過における考察は妥当か
2-7	「学修総まとめ科目履修計画書」に記述した計画・内容と一貫性が保たれているか 大きな変更が生じた場合には、その理由、解決策等が明記されているか
2-8	文章表現は適切であるか
2-9	学修経験が適切に生かされているか
2-10	口頭発表においてコミュニケーション能力が示されたか
2-11	チームワークが取れたか、リーダーシップを發揮したか
2-12	倫理性が確保されたか

備考

「学修総まとめ科目」の成績評価を行う際の観点の一例を示す。認定専攻科は自ら成績評価の観点と基準を設け、それに即して成績評価を行う方法を示すことが求められる。

別表2（第5条関係）

「学修総まとめ科目」における
学修・探究とその成果（演奏・創作又は作品）に対する成績評価の観点（例）

	観点
1	成果（演奏・創作又は作品）の作成において最低限必要とされる項目
1-1	テーマの着想に至った背景
1-2	構想と経緯
1-3	特徴（手法・手段、作品の材料を含む。）
1-4	留意・工夫した点
1-5	得られた成果と考察・将来展望
2	評価項目（学修・探究の過程、成果、発表）
2-1	背景・構想が明確であるか
2-2	困難を乗り越える十分な努力がなされたか
2-3	適切な手法・手段、作品の材料が用いられているか
2-4	展開が妥当であるか
2-5	批判的な思考、創造的な能力が反映されているか
2-6	結果あるいは途中経過における考察は妥当か
2-7	「学修総まとめ科目履修計画書」に記述した計画・内容と一貫性が保たれているか 大きな変更が生じた場合には、その理由、解決策等が明記されているか
2-8	成果（演奏・創作又は作品）の表現方法は適切であったか
2-9	学修経験が適切に生かされているか
2-10	成果の発表会等においてコミュニケーション能力が示されたか
2-11	倫理性が確保されたか

備考

「学修総まとめ科目」の成績評価を行う際の観点の一例を示す。認定専攻科は自ら成績評価の観点と基準を設け、それに即して成績評価を行う方法を示すことが求められる。